

令和6年第4回（定例会）吉備中央町議会会議録（3日目）

1. 令和6年8月30日 午前 9時30分 開議

2. 令和6年8月30日 午後 1時38分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日	名	義	人	2番	加	藤	高	志
3番	山	本	洋	平	4番	石	井	壽	富
5番	丸	山	節	夫	6番	河	上	真	智子
7番	山	崎		誠	8番	黒	田	員	米
9番	成	田	賢	一	10番	渡	邊	順	子
11番	西	山	宗	弘	12番	難	波	武	志

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

7番	山	崎		誠	8番	黒	田	員	米
----	---	---	--	---	----	---	---	---	---

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	早	川	順	治	書	記	平	澤	瞳
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

9. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	山	本	雅	則	副	町	長	岡	田	清											
教	育	長	石	井	孝	典	会	計	管	理	者	大	森	初	恵							
総	務	課	長	山	本	敦	志	税	務	課	長	石	伊	利	光							
企	画	課	長	大	樫	隆	志	協	働	推	進	課	長	中	山	仁						
住	民	課	長	宮	田	慎	治	福	祉	課	長	古	林	直	樹							
保	健	課	長	塚	田	恵	子	子	育	て	推	進	課	長	片	山	和	子				
農	林	課	長	三	高	昌	之	建	設	課	長	大	月	豊								
水	道	課	長	檜	寄	秀	徳	教	委	事	務	局	長	大	月	道	広					
定	住	促	進	課	長	荒	谷	哲	也	加	茂	川	総	合	事	務	所	長	岡	崎	直	樹

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

一般質問

午前 9時30分 開 議

○議長（難波武志君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番、山崎誠君、8番、黒田員米君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、一括質問、一問一答質問、いずれも30分以内とします。残り時間は、3分前にベルを鳴らしてお知らせをします。なお、一括質問につきましては、再々質問までとなっています。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

11番、西山宗弘でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきますが、その前に今回の台風10号のいろいろな情報が入りまして、町としても住民の安全のためにいろいろ配慮して、昨晚も放送で流れておりましたように避難所の設置、そういうなこともお聞きしました。それから、この二、三日ずっと様子を見て、勢力は強いんですけどゆっくりしたスピードで来てる台風の関係上、稲作を見ますとだんだんと倒れていく様子が残念でございます。今年はまあまあよく実ってると思うんですけども、台風の影響によって収穫の時期を迎え、そして取れ高が高まるようにという思いもありますし、米価のいろいろな問題等にも関連して農家の皆さん方の努力が報われますようにという、ただただ願うだけでございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。今回も一括質問で質問いたします。

教育行政についてというところでございますが、前日も教育委員会のほうへお尋ねをいたしました。小学校の統廃合までもう本当にあと僅かな期間となりました。いろいろと大変なこととは思いますが、やはり児童の安心・安全、そして健全な学び舎のために配慮をしていただきたいということから、今回もスクールバスにより児童の送迎バスのことでございますが、乗降場所の整備について、これは直接教育委員会のほうにもお尋ねはしてはございますが、やっぱり子どもたち1年生から6年生までの身長差もございまして、いろいろな状況もあって、バスの乗降については以前にもお尋ねしたように安全に乗降ができ、そして安全に学校へ登校ができることを願うわけです。

その中で、場所についてなんですけど、いろいろな検討の段階で一括に乗降ができる場所もいろいろお聞きしました。その場所のところですけれども、やっぱり出入口の問題、乗降の場所の決められた場所が設定できるのかどうか、そういうことも含めて教育委員会の見解をお尋ねしたいと思います。

それから、2番目の職員の処遇って書いてありますが、これは昨日の同僚議員が質問されてる部分と幾分かかぶさると思いますが、職員は本当に一生懸命その職を全うしようという地方公務員法にのっとって忠実に法令を重視しながらやっているところは見えます。その重視しながらやっつてる中に職員の身分の保障であるとかいろいろな面で、その指揮命令に当たる町長、副町長、教育長のいろいろな思いっていうのもあると思いますが、これは政治をつかさどる町長としても、職員のそういう処遇とか、そういうなものに対してはしっかりと見ていただきたいという思いがします。

これはちょっと関係ない話かもしれませんが、地方公務員法という中にもありますし、公務員の中には、例えばいろいろな私たち議会側が質疑はしますけれども、守秘義務の関係もあり、へえから執行の関係も法令に全部合わせてやっつてることであって、例えば警察官であるとか消防署の職員であるとかは、これは今度は刑法に係ることなんですけども、執行妨害っていうこともあるんですけど、たとえそういうふうな現場のことだけで事務職においても質疑、質問、それから調査においても十分私たちは配慮しなければならないということを肝に銘じてからの質問とさせておりますが、その安定性を確保する制度があるが、守られているのか、町長のほうへお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは先に、職員の処遇につきまして答えさせていただきます。

議員がおっしゃられた、職員が恣意的にその場を奪われることがないように、身分を保障することにより公務の中立性、安定性を確保する制度は地方公務員制度の身分保障に関する内容で、職員は地方公務員法で定める事由により、その場合以外は職員本人の意に反して降任または免職されることはないと書かれております。これは、身分保障を前提とした上で公務能率を維持するために一定の自由、例えば法令違反や心身の故障などに該当する場合には、職員の意に反する降任、休職、免職を可能としております。この制度について守られているかどうかというような御質問かと思えます。

地方公務員をはじめ吉備中央町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、規則等に基づき、状況において適切に対応をしているところでございます。現在、心身の不調等により職員がやむなく休養する場合もございますが、このことをもって降任や休職を判断するのではなく、職場復帰に向けたサポートに努めているところです。

また、職員につきましては昨今多様なストレスがあるような状況でございます、社会状況が。そうした状況におきましても職場環境をしっかりと確保する、また人間関係についても良好な職場にするということにも努めていきたいと思えます。

○議長（難波武志君）

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

11番、西山議員の御質問にお答えいたします。

小学校統合後の送迎バスについては、保護者や教職員等により構成する小学校・園統合準備委員会の通学対策部会においてバスの運行に関する協議を行う中で、現在先般決定いたしましたバスルートに続き乗降場所を選定したところでありまして、今後統合推進委員会で承認をしていただくこととしております。

議員御質問の乗降場所の整備についてでございますが、まず既存の民間バス会社の停留所の利用や公民館などの安全な場所を選定しているほか、新たに選定する場所も多くあることから、より安心して児童が乗降できる環境となるよう整備を検討しているところでございます。

自動車運転手に対する注意喚起のための看板等の設置、可能な限り風雨がしのげるよう

に既存の建物等の活用、また例えば県道から公民館等の敷地内へ安全にバスが乗り入れられることができるような方策などを今後検討してまいりたいと考えております。

現在の学校区においても毎日の登下校を見守りしていただいている地域もあることから、そういった地域の皆様とも相談をさせていただきながら、より安全なバスの乗降となるよう努めていきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

順を追って、最初に町長のほうの答弁がありましたので、職員の処遇についてということなんですけれども、今町長が言われましたように職員の精神的な安定のため、そしてそれも職務の中いろいろな形があると思うんですけれども、上下関係のこともありましようし仕事の。ただ、最近職員の数に対して職務命令的に職種も増えたのと、仕事量っていうのは物すごく増えてきているように私たちは感じるんです。その中で町長はそれの部署部署において担当課に対しての指揮命令で職員が動くわけなんですけれども、その分量もよくよく把握していただいて、その中に職員の数の問題、それから例えば職員が人数が足らん場合、派遣の方法も取ったり、いろいろしていただきたいなという。それは、それだけの人数の中でこれだけの案件を皆こなすっていうことは大変無理が生じる。その無理から来る精神的なあれもあると思いますので、それは私たちが端から見ても見受けられる部分は多々あると思います。その部分についても町長にしっかりと配慮っていうんですか、やっていただきたいなというそういう思いが見受けられますので、このたびそういうことをもって質問したような状態でございますので、これについての答弁があればお願いしたいと思います。

それから、教育行政について今教育長が各種部会の中において統廃合に向けての専門部会の中でスクールバス通学に対するバスの乗降の問題についても、今の既存の路線バスの乗降場所、それから公民館等々いろいろ検討はされてると思います。その中でこれから決定していく中で、特に安全面で見れば公民館、今回は公民館のことについては私が教育委員会へ直接お尋ねもしてましますけれども、出入り口が県道から入る出入り口についても見通しの問題、それから入りがけの、例えば一つの例を挙げれば、上竹の公民館の門柱の幅の問題とか、そういうなもの、それから子どもたちが雨露をしのぐために待っている場所についても公民館の正面玄関のところが活用できるにしても、そこへバスがどのような配

置であれをするのか、例えばそこへペイントしてでも順路的なものを作っていくのかどうかというそういうな問題、ことも含めて、しっかりとした整備をしていただきたいという思いがします。

いろいろなそれぞれ公民館は教育委員会の管轄ですけども、県道の取り合いについては建設のほうも何らかの関係があるかなと思いますが、課のほうで連携をしながらしっかりと安全対策に努めていただきたいという思いがありますので、そのことについても答弁願えればと思います。

以上。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

再質問にお答えさせていただきます。

昨今、役場といいますか公務員につきましては、今までになかったような多様な業務が発生しております。これは、吉備中央町におきましてもいろんな今までなかったような業務が発生しております。そのウエートが大変大きくなっております。しかしながら、職員数というものは当初4月にある職員数そのまま一年度そのままで行くということでございます。そうした中で、どうしてもマンパワーが足りないところにつきましては会計年度職員さんの雇用であるとか、そして今班制を取ってますが、その班の中、また他の班の中でも協力体制を取るといことはいろいろと課長を通じて指示をしております。

いずれにいたしましても、マンパワーが足りないようなことが現実あるので、採用については適切な採用予定者がおるならば、可能な限り採用をしていこうという思いでございます。

○議長（難波武志君）

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

子どもたちの安全面、これが一番でございます。そういった意味で、現場の状況をよくお知りになっている学校の教職員、そして地域で見守りをしてくださっている方々、そして実際にこれから業者選定ということになってくるかと思いますが、業者のプロの目か

ら見てどうなのかというようなことも含めてしっかりと安全を確保できるような形で努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

ぜひぜひしっかりとその施策をやっていただきたいなと思います。町長におかれましても、この職員の処遇については、先ほども申し上げましたけど仕事の分量、かなりこの数年増えてると思います。それが負担にならないように、そして速やかな執行に当たれるような努力を求めます。これはお願いでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、教育長にも今冒頭言いましたけれども、児童の安全っていうことがまず第一条件でございます。安全に学校へ登下校ができるように、そして健やかな成長を願うばかりでございますので、どうぞ教育委員会としても御尽力のほうをお願いしたいと思ひます。

今回は質問というよりはお願いの数が多々あったと思ひますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。これで一般質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで西山宗弘君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

7番、山崎誠です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は大きく2つです。円城P F A Sの関係の血液検査、そして汚染土壤に関する損害賠償の請求についてでございます。一問一答でお願いいたします。

今回、円城P F A Sの飲水者に対する血液検査について、6月議会でいろいろと答弁もあり、その後対策も練られて、10月もしくは11月実施に向け進めているが詳細は調整中といったのが6月の段階でした。その後、調整も幾つか進み、昨日も同僚議員から質問があり、答弁がありました。できるだけそこに重ならないような形でこの血液検査の詳細について少し質問をさせていただきます。

まず、検査対象者の範囲、実施日程についてでございます。これまで、円城給水区域のその地区に現在居住していなくても過去に飲水歴があれば対象になると、このように説明されてきました。昨日のやり取りの中では数字は出なかったのですが、この調査対象者の範囲は確定したのか、6月の議会ではおおむね2,000人程度になるのではないかとということでしたが、この対象者の範囲あるいはその人数というのをお示しいただきたいと思えます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

それでは、7番、山崎議員の御質問にお答えいたします。

血液検査の対象者の範囲でございますが、議員御承知のとおり円城給水区域への居住実態や飲用量を問わず、令和6年2月に実施いたしました飲水対象者特定調査に登録がある方を対象としており、8月1日現在で住民の方が1,057人、うち小児の方が147人、住民以外の方が925人、うち小児の方が146人、企業の従業員の人が452人の合計2,434人でございます。対象となる方に対しましては、健康調査票の中でPFAS血中濃度検査の希望を伺うこととしております。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

当初の想定よりも少し増えておりますけれども、それは丁寧にというか、きちんと今の飲水対象者を調査の上だと思えますので、漏れはないと思えますけれども再度徹底して、飲水者に対しては答弁のように少しであれたくさんであれ、飲水しているとされた人の検査の希望を取っていただきたいと、このように思います。

2番目の、対象者への調査票は、昨日の答弁でもう既に8月27日に発送しているということで、この後質問いたしますが、18歳未満の方も順次発送ということも昨日お答えがありましたけれども、18歳未満の方は後にするとして、検査希望者の今発送したその返信というか、その掌握、通知はもう既にされているということですが、あるいは採血、データの集計、分析、これなどの日程で結構です、いつ頃この調査票が回収され、採血、それからデータの集計、分析、このおおむねの日程が分かっていたらお知らせ

いただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

お答えいたします。

検査希望者の掌握につきましては、健康調査票の中に項目を設け、P F A S 血中濃度検査の希望を調査いたします。現在、18歳以上の方に9月末を回答期限として健康調査票の配付をしております。今後、その回答により集計し、希望者数の把握を行ってまいります。

採血機関や分析機関の選定などの協議はこれから行うため、現時点では決まっておりませんが、当初目指しておりました10月もしくは11月の実施に向けて準備を進めているところでございます。また、検査実施後のデータ集計や分析につきましても、今後関係機関との調整を行なってまいります。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

今の答弁では、11月血液検査実施予定ということでしたけども、主データの集計、分析などのおおむねの日程、例えば来春であるとか、そういうふうな月で切らなくても大体の目安についての時期というのもまだ全然分かってないのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

現在、そちらについても協議中でございます。いつになるということは、この場では決定しておりませんので、申し上げることはできません。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

飲水対象者については血液検査がやれるということで安心してるとは思いますが、あと大

体どういうふうに使われていくのかについても、日程が調整次第住民の方には早めにお知らせをいただき、そのデータが出たときの不安の解消等々についても、後でまた申し上げますが、お願いしたいと思います。

続いての2番目の、18歳未満児の血液検査でございますが、6月の段階では健康影響対策委員会の記述でも、ここに通告書に書いてありますように親権者の同意あるいは採血が容易でないということであまり積極的ではなかった、つまり消極的なように思われましたし、私からしてなぜその18歳未満の採血が容易でないのかというのは、例えば昨年11月26日に有志の会が小さいお子さんもやっておりますので、とてもそれは不信を抱きました。その後、18歳未満児の検査も行うと昨日も明言をされました。私が通告書を出した後の全員協議会でも、資料をもってそのような説明がありました。この18歳未満6月段階では消極的な姿勢が、18歳未満も私は当然だと思いますけども、これを実施するというようになった経緯についてお示しいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

18歳未満の方に対する血液検査の実施につきましては、先ほど議員もおっしゃられましたが、同意の取り方や採血が容易ではないため、成人の方とは別に実施することを検討しておりました。しかし、6月に実施いたしました円城地区自治会長説明会や住民の方からの早期実施の要望を受けまして、岡山大学との協議を重ね、まずは18歳以上の方と同様に健康調査票を配付するよう準備を進めているところでございます。

P F A S 血中濃度検査につきましては、小児の採血、特に小さいお子様の採血は簡単にはできないということに変わりはありませんが、現在岡山大学や協力いただける小児科と早期実施に向けて協議を進めているところでございます。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

つまり健康影響対策委員会ではあまり積極的でなかった幾つかの理由を上げてですけども、住民の要望を聞いて、やはり18歳未満も大事だと。これは専門職でない私たち素人から考えて、小さいお子さんのほうがよりP F A Sに関するダメージ、内臓の、これは体

重もそうですし内臓発達が未熟であるということも踏まえて当然18歳未満が、未満がということはありませんが、特に大事だと私は思ってきましたんですけども、先ほどの説明でその経緯は分かりました。

このことに対して、例えば健康対策委員会ではなぜ、2つの理由を上げておりますけども、町としてはこのことについて18歳未満はどうしてかということについて事務局として何かコンタクトというか、何か委員会の中でその議論をされたことはあるんでしょうかないんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

18歳未満の方について委員会として消極的だったっていうイメージは私は持っておりません。同意の取り方とか、成人の方を取りあえず早めに血中濃度を調査をしようという中で、一緒にすると小児の方のほうがいろいろな手続が複雑になるために、別の調査としてしたほうがまずは成人の方が早くできるのではないかという御意見をいただいた中で取り組んでおりました。しかし、18歳未満の方の検査も後回しにはできないということで、できるだけ早く実施できる方法ということで相談をし、今回の日程となったところでございます。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

幾つかの細かい経過があったように伺っておりますけども、いずれにしても18歳未満の飲水者全員に対して今度検査をされるということは大変前向きで前進だと思いますので、このことについて対象者の親の周知、掌握について万全を期していただきたいということをお願いしておきます。

続いて、血液検査をした後のことですが、この5月15日の環境省への要請行動でも、あるいはもう以前から、国としては血液中のPFASの濃度が健康影響にどのように影響するかということは知見がないということをやっと繰り返しておりました。今回、吉備中央町は岡山大学にこの血液検査も含む健康影響調査について研究の形で依頼していると。そこには委員として加わっておりますが、川崎医科大学のほうも加わっているという

ことですが、複数の医療機関、例えば川崎医科大学以外の医療機関も加わるのか否か、そして複数の医療機関が加わるあるいは関わる場合、責任の所在は岡大に研究の形で依頼しとんで、そこが責任を負うのか、そのあたりの責任体制はどのようになるのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

御質問にお答えいたします。

まず、岡山大学を中心として研究の形で依頼をしているということですが、現在は町が中心となり調査をまず行うということに変更しております。事業委託として岡山大学のほうに依頼をしているところでございます。

まず、健康調査票で得た情報ですけれども、個人のお名前や回答内容が特定されることのないように処理を行なって、岡山大学や川崎医科大学に分析を依頼することとしております。今後、結果が出た後の町民の方への健康フォローでございますが、こちらは今後関わっていく機関も含めまして現在関係機関と協議検討中でございます。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

今のお答えで、町が中心になり調査をする、けどあとの様々な分析、健康影響調査等々については岡大が中心になるというふうに聞き取りましたけれども、その前に採血の実施医療機関とか血液の検査とか、あるいは分析というのは、先ほど質問しましたようにどのような医療機関が加わるのか、関わるのかというのが明らかな答えがなかったんで、このあたりの採血に関わること、このことの実施機関というものについてはもう選定されているのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

採血を行う実施医療機関や採血後の検査分析機関につきましては、現在関係機関と協議

を進めているところであり、今後決定してまいります。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

今後決定ということで今決まってないということですが、いつ頃になるかおおむねの時期は示すことができますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

9月末までの回答期限としております調査票の回答の集計を待ちまして日程等を決めていきますが、その前に機関の選定は必要と考えております。現在、そちらのほうも協議を内部で進めているところでもありますので、10月、11月に実施するとなれば、その前には決定をする必要があります、今早急に動いているところでございます。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

医療については議会は専門機関ではありませんけれども、様々な議決の権限を持っておりますので、昨日も指摘があったようにホームページあるいはマスコミ発表が先ではなくて、そのようなことも調整が出来次第、議会のほうへお示ししていただきたいということ強く申し上げておきたいと思えます。

続いて、3番目の②ですけれども、検査データの集積というものについては町が中心になって行うという今お答えだと思いましたが、それについては個人情報漏れることのないようにということも十分配慮するということが今の答弁の中にありましたが、これが先日も議論がありました血液検査を、これは町長の英断というか英断をして公費で初めて実施するということになりました。これは、全国でも水道水という定量的なPFASの汚染の中で飲んだということで、非常に検査とか分析がしやすい事象だろうと思われまます。そういう意味で、環境省は科学的な知見がないということ再三述べているんですけども、ぜひともこのデータを適切な管理の下に今後の国民健康の向上というか、それを守るためにぜひとも、これは血液検査をされた本人の同意ということも含めて、配慮しながら

それを活用させていくべきだと私は思いますが、それに際して今後開示を求める、国からもあるかもしれませんが、そういうことに対するアクセスを許可するかどうか等々の基準について何か既にもう検討されているのか、あるいはどのように対応するのか、そのようなことについてお答えいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

お答えいたします。

調査で得た情報は、個人情報に関連する法律や規定に従って町が厳重に保存、管理いたします。検査データは個人ごとに独自の番号を付して情報を管理しますので、関係機関からのアクセスがあった場合には、住民の方の秘密保護に配慮した形で実施できるよう情報開示の在り方について今後検討してまいります。

また、岡大のほうとも協議をしております。岡大の中で研究、調査分析していただくデータに関しましては、倫理上の問題点を克服することを検討した上で匿名化し、他の研究者もアクセスし解析できるようにしていただける旨、伺っております。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

この町もデジタル田園健康特区ということでやっておりますので、またあるいはその新聞等々見ますと大手の企業からも様々な情報の漏えいということが最近報道されております。ぜひともそのあたりのセキュリティーを万全にして、しかもデータが国民健康に資するような形で運用していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、③ですけれども、岡大の研究ということでしたけれども、この研究テーマというものはどういう研究テーマがあるのかということ示されているのでしょうか。あるいはテーマごとにそれはどうであったかという健康影響の評価というものは公表されるのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

今回実施の健康影響調査においては、主に大きく次のことについて調査分析、評価をすることを目的として実施をいたします。まず1点目は、円城地域とそれ以外の地域の方で、特定健診、後期高齢者健診を受けておられない方のデータの比較、また特定健診、後期高齢者健診に入っていない項目の比較をする。2点目は、P F A S 血中濃度を測る。3点目は、P F A S 血中濃度と脂質や肝機能などの関連をより詳細に見る、この3点でございます。この分析評価の公表につきましては、どのような形で公表していくのか、これから関係機関と協議を進めてまいります。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

この研究テーマは既に決まってるということですが、このことと関連して、先ほど申し上げたように地域住民というかその飲水の方が血中濃度を自分で把握すると非常に不安のある方、あるいは御心配の方、親御さんもおられると思いますので、既に相談窓口も設置されているようですが、よりこのあたりを血液検査の結果と相まって健康不安に対するフォロー体制について万全を期していただきたいと、このように思います。

それも高齢者の方はホームページで知らせるだけでは、これは徹底できませんので、従来この間自治会を通じて様々な周知もされてると思いますが、複数の周知ルートを使って漏れのないように、誰一人取り残さないようにやっていただきたいということを強く申し上げておきたいと思います。

それから、経費について調整中のことが多いのでどこまで決まってるのかということはこちらちょっと分かりませんが、一応今年度の当初予算では健康影響調査費、これはもう血液検査も含むということでしたけど、この6, 120万円の経費は先ほど人数も2, 400人余りと示されましたが、大体どこにどういうふうに使っていくかというものの概算というものはもう出ているんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

令和6年度当初予算の策定時点では、血液検査の実施を含めた健康影響調査をどのように行うか決定していない状況であったため、詳細な項目を設けて予算計上できておりませんが、血液検査を実施した場合、採血後の分析を含めた血液検査業務を1件当たり3万円、対象者が約2,000人と仮定して積算しております。

健康影響調査の実施に当たっては、安価で最大限の効果が得られるよう、現在関係機関との協議を重ねているところでございます。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

血液検査の今試算は示されましたが、その6,120万円その余りの金額はどのように概算してるのか、まだ決まってないのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

現在のところ決まっておりません。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

これはもう当たり前のことですが、最少の経費で最大の効果を上げるように努めていただきたいと思います。

続いて、大きな2番目のPFAS汚染をした活性炭の原因企業への損害賠償についてでございますが、これが昨日の2人の同僚議員からやり取りがありましたが、非常に私は答弁を聞いていても不自然でかつ整合性がないというような印象を受けました。それについて昨日の答弁、重複にならないようにお答えをいただきたいと、このように思います。

従来、ここで原因企業と書いておりますけども、特定はしないようにしておりますが、これは私の中では原因企業というのは今置いている、それから発生するその元のPFAS、一番多いのはPFOAですけども、その元の企業とはちょっと分けて考えているんですけども、従来は5月から始まった汚染土壌のボーリング調査の結果を見てというふうに説明されてきました。その後、昨日町長答弁のように6月18日の全協で説明したというふう

に言われましたが、ここでも具体的に何かそのことを示したのではなくて、早く行くと。これは総務課長もそのように前回6月議会の私の質問に答弁をされておりますけども、早く行うというのは今までの大枠でボーリング調査をした結果を見てというふうに大方の人が理解されてきたんですが、ところが報道によれば、調査結果が出る前の7月2日付で損害賠償を請求したと、このように報道されております。

一方、汚染土壌の調査結果の、これは記者会見で委員長が発表した内容は本当にまだ概略なんですけども、この8月7日の原因究明委員会の集約を待たずに一月も前に請求した。この意図と理由が昨日のやり取りでも分かりません。私は非常に不自然なことを感じました。つまり、早くやりたいということは従来も述べられておりましたけども、例えば総務課長は汚染実態を総合的に判断した、究明委員の結論をまたなくても十分根拠はあると、このようにおっしゃっていますが、なぜじゃあ土壌調査を行なったのか、これは汚染実態を総合的に把握するためにやったのではないかと、このように思います。

このことで私は非常に不自然なものを感じているんですけども、この土壌の調査結果を待たずに行なった理由あるいは意図について、昨日の答弁を超えて少し詳細に説明していただかないと、私はとてもじゃないけど昨日のやり取りは納得できませんので、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、御質問にお答えをいたします。

まず、ボーリング調査につきましては、賠償請求のために行うというふうなことではなく、この事件の最終的な調査のまとめというふうな役割のほうが大きいと認識をしております。

また、なぜこの時期かというふうな質問でございますが、まず令和5年度に要した経費がほぼ確定したことなどを含め、弁護士を交えまして協議をした結果、この時期が最適だというふうに判断をしたことからでございます。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

ボーリング調査は損害賠償とは直接関係ないというような答弁でしたけども、これも後で触れますが、円城財産区との賃貸借契約の中で元の状態に復するということが返却のときはありますが、そういうことも含めてこの調査の結果を見てどうするかということが対処されるというふうに大方の方が認識されたと思いますが、この損害賠償請求がボーリング調査と直接関係ないということでしたら、十分な根拠というのは何を指すんですか。十分な根拠をもって損害賠償したというのは、その十分な根拠というのは単にこれまで町が支出をした関係の経費を指すんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

賠償請求とは全く関係がないというふうに申し上げたのではありません。このためだけではないというふうに申し上げたつもりでございます。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

いやいや、言葉尻を捉えるわけではありませんが、このためだけではないということであれば、十分な根拠、これは答弁でおっしゃってますが、ボーリング調査の結果を見なければ十分な根拠というのが分からないんじゃないでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

先ほど申し上げましたように総合的な判断というふうに申し上げましたが、昨日も答弁をさせていただいたとおりでございますけども、活性炭が置かれていた場所から河平ダムに至るまでの間で高濃度なPFOS、PFOAの値が検出されたこと、それから活性炭が置かれていた場所の北側周辺からは基準値を超える値が一切検出をされなかったこと、それから今年の3月には活性炭を産業廃棄物として認定されたこと、そういったことを受けまして弁護士、それから内部での協議を行い、総合的に判断をしたものでございます。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

現在まで県も調査して、汚染の広がりには現在のところ分かっているところがあるんですが、土壌がどこまで汚染されているかということはこのボーリング調査で調べるためにやりました。そうすると、先ほどのように十分な根拠というのはボーリング調査の結果を見なければ根拠が十分であるとは思えないんですけども、先ほど今までは分だけでやったのか、そうすれば、後で質問しますが、後々ちょっと問題が生じるのではないかと、その損害賠償との関係で、そのことを心配するんですが、なぜ今回限定的に今まで汚染があったということは誰でも分かっている、もう公表されていますけども、それと今回十分な根拠というのはどこまでなのか、今の答弁では明確に分かりませんので、もう一度お答えいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

今回の請求におきましては、黒田議員さんの質問にあったように相手が民間企業でございます。そして、その民間企業さんも多くの法律専門家を立てられておられます。そうした中で、いろんな様々な私も情報が入ってきます、その会社の内部の情報等々入ってきます。それは詳しくは申し上げることはできません。

そうした中で、令和5年度のこれに対する町の費用も固まりました。そして、そのPFASの原因等々につきましては、様々な客観的状況を見ても恐らくほとんどの方があそこだというふうに思われてます。そうした中で、町の利益、町益を守るために、民間企業はどういうことがあるか分かりません、いろんな情報が入ってきます。その中に町益を守るために速やかに適切な事務執行を行なったところでございます。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

町長のその答弁で、なぜそれが7月2日になったのか依然として分からないんですけども、相手方がこれありますから、相手方も法律の専門家をして、明らかにできないけど内部情報が幾つかあるというようなこと、これは推測になりますが誰でも推測すると思いま

すが、これは公の場では推測なので言わないことにしますが、この取りあえずやったということが後々、向こうも法律の専門家を、先ほど総務課長が、後でリーガルチェックのことも聞こうと思ったんですが、弁護士ともと言ってたので、いろいろ協議をされたと思うんですが、十分な根拠があるという全体がまだ分からないままするということが、今後さらにその被害額が大きくなった場合、そういうふうな、後で総額も聞きますが、今回請求された額以上その何倍もなった場合、今回早めに出した、つまり私は拙速だと思うんですが、それが不利に働かないかということをご心配してるわけです。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

請求書の文面等々を作るに当たっても、しっかりと法律専門家と協議した中で送っています。その中で、令和5年度の額は固まりましたが、これから発生する損害額もあります。当然そのこともその請求書には書いております。そして、今回出したのは、あくまでも町内に在する民間企業さんにこういうふうに町は大変損害を被つとると、ぜひ誠意ある態度を取っていただきたいという思いでございます。しかし、その態度が表せない以上は、議会と相談して次の対応になろうと思っております。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

今、町長の答弁でそこはもう少し深掘りしたいんですけども、これは2番目の損害賠償額の算定の項とも関係あるんですが、報道によれば水源の変更工事、浄水場活性炭の交換、これは円城浄水場です、健康対策の検討などの外部委員会の運営費、土壌ボーリング調査費など1億円超というふうに報道されておりますが、先ほどの答弁を聞きますと、これは今まで町が支出した経費をそれで出したわけです。この算定項目はどれほどあるのか、そして報道では1億円超となっておりますけども、その総額は幾らか、そしていみじくも聞こうと思ったら町長が言った、これが例えば暫定的な請求、請求のいろんな金額を書いたものがあると思いますが、その表にこれはもう確定的な請求なのか、第一次請求なのか、暫定的な請求なのか、そういう表書きはつけたのかどうかということもお答えいただきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

先ほど町長も申しあげましたように、これからどのような展開になるか分かりません。また、今時点では相手先への一定の配慮が必要だと思っておりますので、金額については公表は控えさせていただきたいと思います。

先ほどの暫定的なというふうな言葉もございましたけども、もちろんその旨も相手先の企業にはお伝えをしております。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

金額について控えさせていただきたいということでしたが、今後その交渉が、今回の1億円超というふうには報道されてるのは暫定的だということは、もうこの答弁は間違いないですね、暫定でここで終わりではないということですよ。今後した場合ということを書き込んでということですよ。

それでスムーズに今後展開、ボーリング調査の結果を待ってまたそこで新たに、これは先ほど申しあげましたように貸借契約を解消するときは原状復帰ですから、汚染土壌を変えるか変えないかという膨大な問題になりますけども、これもするのかしないかということは今後協議になると思いますが、そのような争いになったときに、これは訴訟ということが考えられますよね。これは後の質問も関係ありますが、訴訟になった場合、これは地方自治法で議会の議決というものがなければ訴訟は提起できませんよね。そうした場合、先ほどのように現在の段階で様々な問題があるから、請求金額もあるいはその暫定的というかその表書きをどう書いたか、この金額の性格はこうですよというものを書いたものも示せないということは、今後の協議において非常に私は支障があると思うんですが、この算定項目、それぞれの金額、総額、これを議会のほうに示していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

私としては誠意ある対応を民間企業がしていただくのをまずは望んでおります。しかし、その対応ができないときには、当然今議員が言われたとおりです。そういう運びになります。金額につきましては、おおむねの金額は今言いませんが、たしか全員協議会の場でざっくりした数字を私言ったんじゃないかならうかと思う。ただ、この1億円以上というのはあくまでもメディアの方が推測された金額だと私は思います。ですから、実際に訴訟ということになれば、しっかりとした協議を議会として、その中で訴訟なら訴訟を起こすということになろうと思います。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

その答弁であれば町長は町益を守る、もうこれは当然です。これは執行部も議会も一緒です。町民の福祉の向上、それから町益を守る、無駄なお金は使わない、あるいは損失があった場合それが責任があれば今回のように賠償する、そういうことであれば、余計に今のマスコミが推測で書いているということではなくて、同じ町益を守る者として議会に対して、繰り返しますが、損害額でこれは全協で金額は示されたことはありません、私の記憶では。もし私の記憶間違いであれば、今この場でこれを今申し上げましたように提訴ということも考えるとすれば、同じ町益を守る者として議会にちゃんと示して理解を今の段階で得ておく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

適切にその内容につきましては町益がいかにして守れるかというのをしっかりと考えて、これからも対応したいと思います。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

それは分かりましたが、そのためには先ほど質問したように同じ町益を、もちろん議会と執行部はけんけんがくがくやる所でありますし、町益を守るために協力し合うところ

であります。まさにこれは町益を守るために、予期しなかったP F A Sの汚染です、このことに対する損害について今回分かっている町が支出した金額だけではなくて、ボーリング調査の結果を踏まえ将来にわたる、それも裁判ということを想定するならば、当然現在の段階の金額について示すことはなぜできないのかっていうのは私は分かりませんが、再度答弁を求めます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

基本的に今後どういう格好になるか分からないという状況で、広くその内容をというの
は難しいものがございます。ただ、先ほど言いましたとおり議会が今後訴訟等となれば、
当然議会の理解を得て物事は進むわけでございますので、現在皆様方にお示しできる限り
のものは今後提示したいと思えます。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

質問通告の2、3、4が一緒になったような質問になって、お答えもそうだったんで分
かりやすいと思ってそのように続けておりますけども、最後にもう一度確認しますが、そ
れなりの時期に示すということですが、今日はこれは示せないということでしょうか、こ
の議会の場では示されないというのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この場でなく、例えばペーパーにしたものを皆さんに配付ということは可能でございま
す。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

もちろん今機微にわたるものもあると思えます。私が気にしているのは、先ほど答弁が

あつてそれはもうもちろん答弁ですから信頼しますが、これが確定請求であるというようなことになってたら、暫定請求、一次請求、そういうこともちゃんと見たいわけです。

それで、議長にお願いします、先ほどの町長答弁のようにしかるべく趣旨性をもって損害額についての資料をお願いしたいと思いますので、この点ひとつ協議をいただきたいと思います。

それから、最後ですけども、提訴する場合、私は当然冒頭申し上げたようにボーリング調査の結果を待って、これもうわさでまだ文章を見たことはありませんが、今2本、5メートル、30メートル掘りましたけども、さらに30本程度掘らないと汚染の全容は分からないというふうなうわさも聞いております。今後これは9月にまとめられる原因究明委員会の中で触れられるか触れないか、そういうことだと思うんですが、昨日の同僚議員の答弁でも今そこにきつとぐつとたまっているものが雨によって流れて、10月、11月に調査したよりも増えてるところもあるわけです、河平ダムとか。そうすると、その土壌を変えない限り、この土壌を全部変えるとしたら大変なことです。そのあたりは国も入らんといけんと思いますが、そのあたりのことをいろいろ9月の原因究明委員会の結果が出た、その後、先ほども繰り返し申しませんがこれが暫定請求として一次出したということならば、その後の協議です、全体どこまでの範囲を求めるのか、額は幾らにするのか、そのような解明、そのような訴訟方針について例えば議会が関与できるのかできないのか、そのあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

町が被った直接の被害につきましては、それは積み上げてそれが妥当かどうか法律の専門家に聞いて、それから皆さんへ提示するということになろうと思います。ただ、土壌につきましては、これは町有ではございません、御存じのとおり。財産区です。財産区の議会のある程度の決断っていいですか、思いがある程度方向性を示すと思います。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

財産区ももちろん財産区議会がありますが、町が関与してないわけではないので、そこ

でちゃんと。町が直接の議会があるから、財産区議会はあります。でも、町がこういうふうに大きな町民の被害を受けてるわけですから、そのあたりちゃんと協議をしていただきたいと思いますし、それからこれは私としては先ほど申し上げた健康影響のことを全国に一つの共有財産としていきたいと同じように、単にその原因をつくったこの活性炭を置いている企業だけではなくて、その発生元までもこの訴訟の中である程度明らかにすれば国民健康、今後のP F A S汚染の広がりにもいけると思うんですが、そのあたりの訴訟方針等々について額の算定もそうですが、協議に議会が入れるのかどうか、そのあたりのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

例えば訴訟になったときの訴訟の範囲でございますが、今は吉備中央町の損害額についてを考えて、その相手先は第一原因社を考えてます。そのまた元をただしたら企業等々がございます、大きな観点からいえば。それをというのはやはり吉備中央町でなくてもっと国、県のレベルだろうと私は考えます。そこである種の訴訟の団体をつくってというようなことになろうと思います。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

大変な被害を円城地区の皆さんは被ったわけですから、あるいは町益を損なわないという観点から、適切にこれから対象の企業についても対処していきたいということを申し上げて、質問を終えたいと思います。

○議長（難波武志君）

これで山崎誠君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、10時50分まで休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

順次発言を許します。

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

5番、丸山です。今回の質問では大きく3事業につきまして町民の皆さんの声をお届けしながら、過去4年間の実施事業に対する町長の思い、また事業提案につきましてのお考えについてお伺いをいたします。日程2日目となりまして、大変お疲れのことだと思いますが、御対応のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い大きく町の総合計画、農業振興策、地域公共交通の3事業につきまして順次お伺いをしてまいります。

最初に、町の総合計画に示されております基本構想、後期基本計画の取組につきましてお伺いをいたします。

私たちの町では、今日全国的傾向にある人口減少と高齢化による中山間地域特有の非常に厳しい社会現象に直面をしております。町の第2次総合計画では、地域課題の解消に向け安心して住み続けたいと思えるまちづくりの実現のため、明るく元気な私たちの町を目指すとの決意を町長は示されております。本任期中、過去4年間を振り返っていただき、実施された主要施策に対する評価、思いと将来計画について町長の見解をお伺いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、丸山議員の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、町の最上位計画であります総合計画は、まちづくりのための行動指針、本町の行財政運営の指針、まちづくりの達成状況を図る進行管理の物差しといった役割がございます。第2次総合計画は現在後期基本計画の4年目であり、来年度、令和7年度が計画期間の最終年でございます。主要施策の詳しい評価につきましては来年度実施することとしておりますが、今段階では個人的な見解ということで述べさせていただきます。

総合計画に掲げております施策はおおむね遂行できているものと評価をしています。ただ、やはり個々の政策、施策の評価をいたしますと、志半ばであるというような評価にならざるを得ないものもございます。主要施策として掲げ、手厚い制度を構築しても残念な

が課題解決に至らないものもございます。例を挙げますと、本町の子育て施策は他の自治体と比べても充実しているものと私自身自負をしております。しかしながら、少子化に歯止めがかかっているとは言えないのが現状でございます。また、本町の課題であります地域公共交通、買物対策や医療につきましてもこれからも様々な施策が必要であると考えております。

なお、明るい話題といたしましては、去年の人口移動状況では、県内の転入超過となった1市5町の自治体の中に吉備中央町も含まれており、社会増に転じております。これは、定住施策をはじめとした各種の取組がやっと実を結んだものと考えております。将来の計画につきましては、地域社会が抱える課題に対しまして真摯に向き合い、持続可能な発展を実現するためのビジョンを描くことが大切だと考えています。

様々な課題が存在する中、地域の特性を生かした戦略的な取組や評価が高い施策は引き続き堅持し、また一昨年から取り組んでおりますデジタル田園都市国家構想関連事業等に盛り込んだ安心して住み続けたいと思えるまちづくりの実現のために、明るく元気な町をしっかりと目指すことを改めて申し述べておきます。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町長自らの意見、思いをお聞かせいただきました。

非常によかったこととしては、社会増ということで県下にも非常に珍しいという現象が起きたと。それぞれの施策について、これは成功の例を出しているのではないかとこのようにも感じました。

反面、今日もお伺いしますけれども、地域公共交通の問題、あるいは医療関係、多々今後の課題というものもお話をなされました。いずれにせよ、今後まだまだ先がございまして、こういった点、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

町長が申されました多くの思いや決意、今後の町民生活の中で町民の皆さんが必要とする行政施策の推進に力強く反映されますことを強く願うところであります。

次に、大きく2点目、町の農業振興策として米作り高温対策についてお伺いをいたします。

今年の夏は連日35度以上の高温続きで、去年に勝る農作物に格段の悪影響を及ぼす可能性は少なくないと感じております。とりわけ米作り農家では乳白粒や1等米比率の低下

などの品質低下が懸念されており、また高温不稔による減収や、今来ておりますけれども台風の被害等に対する心配の声も多く聞いております。

町の行政は、この状況に対し農家との信頼関係をさらに深めつつ、コシヒカリ生産の管理技術の向上に努めるとともに、また高温耐性品種化に取り組む必要性を強く感じておるところであります。この状況を踏まえ、高温対策の一案としてお伺いをいたします。

J Aや一般米屋さんへの販売はもとより、殊ふるさと米では納税者の皆さんによりおいしい高品質のお米をお届けすることは言うまでもありません。現行のコシヒカリは、高温障害に比較的弱い品種であることから、2つ目の選択肢として耐高温障害評価の高い県奨励良食味品種、きぬむすめなどの総合を含め新たな取組を要する大事な時期であると思えます。これにつきましてはいかががお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

三高農林課長。

○農林課長（三高昌之君）

それでは、5番、丸山議員の御質問にお答えいたします。

コシヒカリは5月上旬に田植を行い9月上旬に収穫する早生品種で、茎は長く倒伏しやすい。いもち病抵抗性は弱い性質はあるが、耐寒性は極めて高く、穂発芽しにくい品種であり、取水5日から25日後の日最高気温の平均値が31度を超えると、白未熟粒の発生が急増する。登熟初期の最高気温が高いほど胴割れ率が増加するなど、寒さには強いが暑さには弱い特徴のある品種と言えます。

一方、議員御指摘のきぬむすめは、岡山県奨励品種に選定され、食味の最高ランク特Aを連続で取得する品種で、倒れにくく作りやすい。コシヒカリ並みの極良食味で、食べておいしい。県中北部では5月中旬から6月上旬に田植を行い10月上旬に収穫のなかで品種となり、コシヒカリに比べて登熟期が遅く、夏の高温による障害を避けて栽培が可能な品種であり、吉備中央町は栽培に適しているとされています。

J Aの買取り価格は、コシヒカリに比べきぬむすめは約2,000円前後低い傾向にあること、吉備中央町内の米の作付面積の約84%を占めているコシヒカリはブランド的なイメージが強いこと、年々きぬむすめの作付面積は増加しているものの、安定的な集荷量が得られるかといった課題などはありますが、きぬむすめをふるさと米に追加することは大いに検討する価値はあるものと考えております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

農林課長から答弁をいただきました。コシヒカリ、またきぬむすめ、それぞれの品種に伴う特性等お聞きをしたところでもあります。

本当に課長も申されましたけれども、水稻の生育期間の気温というものはこのところ年次非常にもう上がってきておると思います。先ほど課長が申されましたように、本当に温度というものがお米を育てる上で非常に考えていかなければならない、またいいお米、おいしいお米を作るにはどうしてもそうした環境、温度等に十分対応し得る、適した品種を今後真摯に努めて取り組んでいかななくてはならないのではないかとということも改めて感じるところであります。

課長も申されましたが、その対策でありますけれども、これまでも県の普及センター、またJAとの連携というものを再度一般質問の席におきましてもお答えをいただいております。これに対しまして、具体的にはどのような対策を進められるお考えなのか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

三高農林課長。

○農林課長（三高昌之君）

それでは、質問にお答えいたします。

今後さらに夏の気温が上昇し、きぬむすめにとっても栽培が適さなくなった場合、より高温耐性品種への切替えを検討する必要があるかと思っております。全国的にはきぬむすめよりより高温に強い品種はありますが、現時点においては県の奨励している品種はありません。県普及センターやJA等関係機関と連携を密にし、5年後、10年後の吉備中央町の稲作を守るための情報収集、調査研究を進める必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

課長から5年、10年後というお話も聞いたわけでありましてけれども、いよいよ今待っ

たなしの状況かと思えます。できる限り急いだ形での適正な対応といえますか、町にふさわしい結果を導いていただきたいと思いますところであります。

県普及センターの話をご先般伺いをいたしました。そうしますと、吉備中央町は合同の現地調査、また事務作業の連携度、普及センターと担当課なりの連携度でありますけれども、県下他の自治体に比べ非常に高いというお話を聞きました。この緊密な関係をより強固なものとして、さらに農家に寄り添った高温耐性品種の取組の早期確立を願うところであります。

次に、農業振興策の2つ目に荒廃農地対策に係る機械購入補助制度の新設について1点伺いをいたします。

町の基幹産業、米作りの生産人口は年次減少し、中でも農家の高齢化に伴い次第と増加する荒廃農地に目を引く厳しい現状を迎えております。こうした町の現状を鑑みますと、個人、小規模農家での経営は次第と行き詰まり、今後地域農業、地域を守るためには、やむなく耕作ができなくなった、そうした農地管理を請け負う大規模農家や地域での営農組織などへの依存度は増し、伴う受託負担はさらに拡大するものと考えます。

今後、町が考えるべき対策として現在の頑張る農家応援事業の制度規定の再構築に加え、別枠での大規模農家や組織に対する支援の必要性は大と感じております。こうした状況を踏まえ、特に大規模農家、組織支援について伺いをいたします。

大きく変わりつつある町の農業の経営形態は、誰もが行うにも本当にしんどい草刈り作業や防除作業に対しましての労務軽減対策は必須と考えます。労務軽減、作業の効率化を図るための受託作業に係る機械器具の購入、維持管理費用に要する支援制度の必要性から、農業経営の安定化に向けた新規補助事業拡大案を提言します。係る町長の御見解をお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

三高農林課長。

○農林課長（三高昌之君）

それでは、御質問にお答えいたします。

従来の刈払機に加え、近年では自走式の草刈り機が普及し、作業効率と労力軽減は向上しましたが、草刈り作業自体は人力で行うため、依然として重労働であることに変わりはありません。本町では、従来の草刈り作業など畦畔管理の労力軽減のため、ラジコン式草刈り

機の導入検討のための実演検討など研究を進めており、今後は圃場内に直接乗り入れのできる乗用管理機にアーム式草刈り機を組み合わせた方式など、より中山間地域の農地の実情に合わせた機械の研究を進めてまいりたいと思います。

議員御指摘の農業をリタイアしたい小規模農家は、受託能力のある大型農家へ農地管理を委託したいとの要望はあるが、草刈り作業など畦畔管理が伴うため、大型農家としては請け負うことに限界の声もお聞きしております。

また、農業用機械の導入には多額のコストがかかり、その購入費用は農業経営を圧迫することから、よい農機具が出て導入にはちゅうちょするとの状況かと思われま。現在、技術の進歩とともに農業用機械が普及し効率化と省力化が進むと予想されますが、農家の機械の導入コストをいかに軽減するかについては調査研究が必要です。

また、現在の頑張る農家応援事業制度は、町内で農業を担う方に幅広く御活用いただいている制度であることから、大型農家に対する機械の導入補助など負担軽減対策については現行の頑張る農家応援事業制度の拡充もしくは新たな応援事業制度を新設するなどの対策が考えられます。いずれにしても、効果的に支援できる方法を今後検討していきたいと思ひます。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

課長から畦畔管理をいかに対処していくかという管理上の問題、そしてそこにはそれに適した機械の導入の検討等のお話を聞いたところであります。いずれにいたしましても、本当に草刈りをしなくてはならないがために先の農業をどうしようかという、そうした高齢者の方々の声も非常に多く聞く中で、先ほど課長が申されたと思ひますけれども、圃場内に直接乗り入れ可能な管理機をもって草刈りをやっていると、非常にいい一例であろうかと思ひます。これについてはもっと中身をさらに深めていただきたい、このように思ひます。

また、現行の頑張る農家応援事業制度の拡充、そしてちょっと聞き間違いであったのか分からんですけれども、新たな応援事業制度の必要性ということについてもお話をされました。これにつきましても、非常に前向きな答弁としてお聞きいたしましたので、対応のほうをよろしくお願ひをしたいと思います。

そうした中で1点、お尋ねをしておりました中で答弁漏れがありましたので、改めてお

伺いをいたします。

防除作業の労務軽減策についてです。今日、ドローンによる空中散布が主流となっており、既に町内の大規模農家や集団営農組織の受託作業では広く活用されています。しかしながら、ドローンの購入価格は、先ほど課長申されましたが非常に高額であるため、新規購入や買換え時には多額の費用を要し、加えて毎年の保険代、メンテナンス料などの経費を含めるとかなりの経営負担となっております。ドローン購入や買換え、維持管理に必要な経費の補助制度の新設につきましても今日行政が取り組むべき重要支援策と捉えておりますが、いかがお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

三高農林課長。

○農林課長（三高昌之君）

防除作業の負担軽減について、答弁が漏れていたこと大変申し訳ありません。防除作業につきましては、雑草や病害虫など稲作を守る作業として欠かせないものであります。防除作業は特に実施時期、タイミングが重要です。防除作業自体の労力負担に加えてですが、そのタイミングを合わせて作業を行うことも負担であるかと思えます。議員御指摘のドローン技術を使つての防除作業は、軽減負担には有効な一つの方法だと考えております。さきの答弁にもありましたラジコン式のアーム式の草刈り機と同様、効果的に支援できる方法を今後検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

課長からの答弁でありましたけれども、非常に前向きな内容のお話を聞かせていただきました。このことは当然町長も同様に共有されておられる、そういった内容であるということを確認をさせていただけたらと思えますし、ぜひともそういった方向で真摯な対応をお願いしたいと思います。

また、先の農業の姿を想像するとき、中でも町の基幹産業である農業、殊米作りは決してもうかる農業とは言い難く、小規模農家に限らず大規模農家、組織、個々の経営努力だけではどうにもならないときを迎えております。その厳しい状況ははっきりと見てとれま

す。このことは、農家の皆さん誰もが考えておられることであり、強く望まれている行政庁へ対しての願いでもあります。

農業経営の安定化推進のための施策として提案しましたが、町長は大規模農家組織支援についてどのように捉えていただいているのでしょうか。ここで町長自身のお考えをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

農業に対しましては、幾度も言ってますとおり吉備中央町の本当に基幹産業でございます。守らなければならない産業です。そうした中で、高齢化等々によりましてやりたくてもできない農家の方が増えております。そのような方の農地を守っていただけるのが集落営農組織であったり、それから大規模な農業法人であろうと思います。しかし、そういう方々も昨今大変労働力不足等々になられまして、大変苦しいという声を聞きます。

私は、さきの議員さんの一般質問にもあったように、中山間の農地というのは広く見れば国土保全ということを実際に個々の農家の方がそういう思いですとずっと守ってきたということがございます。ですから、何とかこの農地は荒廃することなく守っていきたいという気持ちがございます。そのためには、先ほど言いました大規模営農組織であったりとか法人に頑張ってもらいたいという気持ちはございます。そのためにも、先ほど担当が言いましたとおり、何らかの新施策は考えるべきだという思いです。

それともう一つは、国においても農業を思うのであれば、これは食料自給率の問題からしても国土保全の観点からも、やはり国として力を入れるべきと。例えば大変吉備中央町はありがたいのは、中山間直接支払交付金です。あれを例えば自分たちができなくてもほかの方に頼めるぐらいの単価にさせていただければありがたいと思います。例えば急傾斜にもっと強く、それはお年寄りにはできないけど若い人に頼めるぐらいの交付金の額に上げていただきたいと、そういうことも強く要望していこうと思います。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町長の答弁をいただきました。申されるとおり、本当に農業というのは町の基幹産業で

もあります。しかしながら、町長言われましたように、悲しいかなだんだんと高齢化を迎え、やりたくてもできないという状況の中、これに対するどういった対策を取っていけばいいか、これは本当に行政としても考えていかなければならない。もう既に遅いといいますが、これもおかしくないそういった程度での加速度で今のこの現状は進んでおりますので、これにつきましてもまた検討、また現実実施に向けた政策、お願いをしたいと思います。

先ほど町長が言われましたけれども、本当に農家の思いというのは自分の土地、自分で管理して稲ができて田植ができ、そういったときは非常に喜びを感じておられると思います。しかしながら、自分の体力が低減したばかりに稲作ができなくなった、ついには家の前の田んぼが荒れ果ててしまったと、こういった思いを確認される、目の当たりにされるというのは非常に辛い思いをされるのが農家の方々だと思います。ぜひとも今も農機具に対する新たな支援補助等お聞きしましたけれども、この点力強く進めていただきたい。よろしくお願いをいたします。

大きく3点目、地域公共交通、高齢者利用対策として2件お伺いをいたします。

1つ目に、高齢者や移動手段を持たれない交通弱者の移動手段、ドア・ツー・ドア対策の現状と成果についてお伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、丸山議員の御質問にお答えをいたします。

現在、町内全域をデマンド型乗合タクシー及びふれあいタクシーが運行しております。そのため、どなたでも自宅の玄関から目的地まで移動することができます。町外への移動は路線バスを利用することになりますが、デマンド型乗合タクシーの乗り継ぎ割引の導入などにより、最寄りのバス停まで50円または100円で足を確保できるようになっております。

昨年、デマンド型乗合タクシーの制度内容を改正後、利用者の増加により一定の成果は出ていると思っておりますが、さらに情報弱者へのアプローチが必要であると考えております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

総務課長から、町内ドア・ツー・ドアの移動手段としてはデマンド、ふれあいタクシー等の活用があるというような内容でお話を聞きました。

玄関口から目的地までの移動手段ということにつきましては、地域公共交通の要としてこれまでも多くの議論がなされてきたと思います。独り住まいの高齢者の方や移動手段を持たれない多くの皆さんが最も不自由さを感じておられる移動時の足の確保、それに対する充実というものは私たちが考えなければならない町の重要課題の一つであると考えております。

そうした中で、課長先ほど申されましたけれども、デマンド型乗合タクシーの運行、これにつきましては昨年10月に改定をされております。運行区域を全町全域に拡大されました。便数制を廃止されました。こうした運用改善を図ったため、皆さんの利便性は格段に向上したと受け止めております。

ちなみに、町内全域を制度対象として行なっておった令和3年10月から令和5年9月までの月平均利用件数と人数、それぞれ55.2件、74.6人でありました。これに対しまして、昨年10月の運行改定後の令和5年10月から今年4月までの実績は、それぞれ199件、254人となっております。人数では3.4倍の実績となっております。この数値を見ましても、いかに町民ニーズに沿いつつ、誰もが利用しやすいドア・ツー・ドア制度としての実績と成果ははっきりと確認できます。

今後は以前から申し上げている近隣市町が取り組む町外医療機関への連結など、そうした充実を含めまして、町民の皆さんへの周知徹底を図り、デマンド型乗合タクシーの運用効果をより高めていただきたいと強く願うところであります。

次に、2つ目として、昨日も質問されましたが、町内巡回バス、へそ8バスについてお伺いをいたします。

これにつきましては、6月定例会で町長からいただきました答弁内容も含んでおりますので、町長にお答えいただきますようお願いをいたします。

町内巡回バス、へそ8バス事業につきましては、町長はこれまでも町民の皆さんや関係機関などから多くの意見を聞かれていることだと思っております。また、本件に係る議論はこれまでも十分なされ、今日に至っていると理解をしております。

ここで、6月定例会の内容をも振り返り、改めて町内巡回バス、へそ8バス体制に係る現在の町長の思いやお考え、今後の方針についてお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この巡回バス、へそ8バスにつきましては、吉備中央町としての公共交通の体をなすかどうかということも議論の中にあつたと思います。これをするときには、町内にいる人のこともしっかり考えなければならない。そして、片やこの町に来る人のこともしっかり考えた上でやると。まずは採算は合いません。採算ベースで行くと、今山陰のほうで鉄道廃止とか云々言ってますけど、全てが廃止の方向になります。しかしながら、公共交通というのは最低限コストがかかろうとも、財政が安定的なうちはやるべきことはやるというのが私の思いです。そうした中でこのへそ8バスは、町内の拠点を定期的に結ぶという役目がございます。デマンドにつきましては点から点を運ぶというそれぞれの役目がございます。そうした意味ではまだまだ利用頻度は少ないです、へそ8。しかしながら、これがあることによって助かったという声も聞きます。ぜひこの利用人数を高めていくと、乗ったら本当にこの時間に確実にここを通るなど、町内ある程度の主要なところは行けるなど、200円でというようなことを皆さんに周知をし、ぜひ利用人数を高めていきたいと思えます。これとデマンドと、またほかにもいろいろと施策等があろうと思えます。それをいろいろ掛け合わせて、より町民の利便性を高めていきたいという思いです。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町長に答弁いただきました。6月定例の折にも申し上げました、決してへそ8バスが単に利用率が低い、利用される方々が少ないということのみでもう完全廃止をすべきだと言いつつおるわけでもありませんし、ただし根底にはやはりせつかく定期的に、町長言われたように町内を時間の狂いなく走るわけでありますので、それには多くの方に乗っていただきたいと思うんです。昨日の質問にもありましたけれども、なぜに乗られないか、そこまで行く足がないからなんです。ここをどうするか、昨日も同じことを議員言われておりましたけれども、ここが解消しない限り、幾ら立派なへそ8バスを幾ら走らせても、実際に町としての効果というものは確認はできないのではないかとおもいます。

ただし、町長の言われることも分かります。もしこれを存続の方向へ今現在進められる

思いであると思うんですけれども、それを今後につなげられるのであれば、この点をいかに解消するか、そして町民の皆さんのいかに理解を得るか、これに僕は尽きるんじゃないかと思います。この点、逆らった話になるのかも分かんずけれども、一つの意見としてお聞きいただけたらと思います。

この町内の巡回バス、へそ8バスの運行計画につきましては、いまだ多くの問題、課題点を有している、先ほど申したとおりであると思います。当初、多くの自治体では公共交通体制の要として、その先駆けとして巡回バス運行を採用された自治体が多いかと聞いております。しかしながら、その後につきましては地域特性や利用率の低迷により巡回バス運行を一部または全路線廃止された自治体が多い中、それに対しましてデマンド型乗合タクシーとの併用、あるいはデマンド型乗合タクシーに完全移行された自治体も多くあると聞いております。

先般、6月定例会で町長が話された、さっきもお話なされましたけれども、線としての公共機関の必要性、このことについて真庭市と総社市の例を取り上げ答弁をいただきました。ここで、両市の現状を御確認いただきたいと思います。

まず、真庭市のコミュニティーバス、まにわくん、これにつきましては、私たちの町の面積268平方キロメートルに対しまして、真庭市の面積828平方キロメートル、約3倍近い広さを持つ面積を対象として平成19年4月から運行開始されておるとのことです。市内の主要幹線を運行するまにわくんは、幹線道路、国道ルートになりますが、この3路線につきましては通学、通院利用者が多いため、現在も運行しているとのこと。

一方、県道、市道ルートの子線29路線につきましては、昨年10月、自宅付近と目的地を結ぶチョイソコマにわの実証運行開始に伴いまして、29路線から14路線に縮小し、廃止路線区域としての久世、勝山、落合地域内につきましてはチョイソコマにわ運行に完全移行されておるとのことだそうです。

また、総社市では、市議会や地域公共交通会議で協議を経た後、コミュニティーバスそうじゃこまわりくんの全面廃止、現在の運行体制となる行政とバス、タクシー事業者との共存共栄方式の総社市新生活交通として、自宅から目的地までの運行サービス雪舟くんに完全移行しているとのこと。移行理由としては、昨日の質問にもたしか尋ねられておったと思いますけれども、何といたしても沿線まで出る方法がない、高齢者には非常にしんどい、山間部の利用者が少ないなどの課題に直面し、対する交通空白地の解消と、また市外医療機関、総社市では倉敷中央病院、重井病院などへの移送サービスを倉敷中央線

という便に連結しておるなど、公共交通網はさらに充実をされたとお聞きしました。

いずれにいたしましても、線から面への見直しを図ったとお話でお聞きしたところであり
ます。

このように各自治体ではより住民に寄り添った交通体系の方策に大変苦慮されている様
子がよく見てとれます。町長は、町内巡回バス、へそ8バスの必要性を強く打ち立てられ
ております。しかしながら、さきの総社市、真庭市の例で申し上げましたが、いずれの自
治体もそれぞれの市町の皆さんのためとなる新たな生活の足となる地域公共交通の在り方
について、私たちの町同様に大変苦勞されながら改善に努められておる様子が伝わってま
いりました。

そうした中で、へそ8バス運行体制の今後の方針に関連しまして、最後の質問として町
長に2点お伺いをいたします。

1つ目に、令和7年3月末で実証運行期間は終了しますが、低利用率、例えまして令和
3年10月実証運転開始から今年4月までの1日当たり利用率、何度も申し上げて申し訳
ありませんけれども9.6人、1便当たり0.7人に対する実証結果はどのようにまとめ
られ、いつの段階で本格運行に移行されるおつもりなのか、この点につきましてお伺いを
いたしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

先ほど議員がよその市町の例を出されて、よその市町、状況が吉備中央町とは違いま
す。総社市におきましてはバス路線がしっかりしてます。それから、電車がございます。
それから、真庭でいえばバス路線があったものを、それに代えて市がされてます。そうい
う線ではされてます。それと、個々のデマンドをされてます。吉備中央町は、今デマンド
で面の整備をしてます、点から点。これは、町外へ出す出さないは別にして、面整備でよ
りサービスが受けれるように、また自由度が高めるように変更もしてからやっています。そ
れプラス、線での対応も必要だろうということでプラスでやっています。

私理解できないのは、そのプラスをサービスを低減しなさいということですか、町民の
サービスを。私は費用が要っても、可能な限りあらゆるサービスは町民の方に提供して、
より利便性が高いものにしたいという気持ちです。これだけでも満足ではないんで、何か

別にいいものがあつたら、それを取り上げてよりどこでも行けるようなことにしてあげるのが行政だと思います。もし、私は減すんじゃないくてこれ以上にこうやったらもっといいよというのがあつたら、また教えていただければ、それは採用してよりいい公共交通にしていきたいと思います。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

本当に町長が思われておる腹のうちというものをしっかりと聞かせていただきました。

先ほども申しましたけれども、決してこのへそ8バス、単に利用率が低いから廃止方向で考えなさいと、総社市、真庭もそうしておりますと。決して、例えとしてはそう聞こえますが、内容はそうではありません。6月定例でも申し上げたと思います。町長がこのへそ8バスをどうしても今後につなげていくのだというような考えが6月定例にもはっきりと確認ができました。ということになれば、そこを担保として町長さっきも言われるように、これをいかに存続あるいはプラスの交通機関として運行していくためには、これはくどいようですけれども、そこにはやっぱりある程度の評価というものが、実績というものも要ると思います。ただただ今人が乗ってないものをくるくると走らせておるので、これがためだけでへそ8バスの存在というものはちょっと苦しいのかなという気が正直します。

なので、もし町長が今言われるように、線もあり面もあり、そういうことで町内の皆さんに非常に、町外の話もなされましたけれども、そうした方々にも十二分に喜んでいただける交通機関ということでの構築ということになりますと、やはりもう一押しといいますか、行政が行う以上、非常に厳しいといいますか当たり前といいますか思いますけど、人の利用度というものは、これなくして物差しは当てられないのではないかと思います。そういう意味では今ちょうど実証期間中です。この実証期間中でいろんなことを試していただきたいと思います。

以前、町長が言われたように費用対効果は問いません。当然この実証期間中、本格運行を目指すための試験策としてはいろんな手を尽くすべきでもあるとも思いましたし、何らか来年悲しいかな3月では実証運行、取りあえず終わるということになりますけれども、さっきから申された町長の意というものを今後本当につなげていかれようと思うのでありますと、町民の皆さん方も含め、ああそうなのかと理解納得いただけるだけの根拠という

ものもお示しをいただけたらというように思います。決してへそ8バスを早速に廃止へ向けるという意見を申し上げたわけでもありません。これを町の公共交通の要としての一つとして考えていくのであれば、やはりプラス材料としては利用率というものも当然視野に入れながら、ある程度の実績というものも加えていく必要があるのではないかという点でお願いを申し上げたいと思います。

今回は任期最後の一般質問となりました。特に町長自身からの答弁を執拗に求めさせてもいただきました。今日、私たちの町では多くの課題や問題点が山積しております。対する行政の責務は急ぐものばかりだと感じております。今後、町の皆さんがより安心して日々暮らせる行政サービス、この行政サービスの向上と行政に携わっておられる職員皆さんのお骨折りに感謝をいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで丸山節夫君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

2番、加藤高志です。ただいま議長のほうから許可いただきましたので、通告に基づいて質問させていただきます。私にとっても任期最後の質問となります。振り返りながらの中でいろいろ考えることも多々あります。

質問に関しては、四半期ごとのこの開会の場で質問すべき内容と、次の開催まで、要は閉会中に執行部とのやり取りをしたりとか質疑をしたりとか、要は閉会中に質問できる内容、これをよく精査をして、どのくらいの所要時間を要するのかを今回ちょっと試行してみたいというふうな形で質問をさせていただきます。ぜひ残り時間も注目をしながら質問させていただきます。

まず1点目、改選後の政策についてです。

改選後、現特区事業、それから他の施策等をいかに推進をして、町民の安心・安全なまちづくりに反映するのか、ポリシーすなわち政策のほうを町長にお尋ねをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、加藤議員の町政について、大きな課題でございます。

町長になりまして3期12年が過ぎようとしています、この間町民一人一人のために私は心豊かで安心してこの町に暮らしていける元気なまちづくりをやろうと取り組んでまいりました。自治組織の統一化、高校学区の統一など、町村合併での地域差解消にも取り組んできました。また、雇用の場の確保といたしまして、加茂川中学校跡地へのエフベーカーリーをはじめ両備テクノモビリティなど企業誘致にも力を入れ、現在ありがたいことに工業用地は完売の状況でございます。そして、若い世代の定住促進の観点から、PFIの手法で吉備高原都市内に吉備高原住宅を建設をいたしました、ありがたいことにこれも常時入居されているという状況でございます。平成29年には、恐らく県下自治体では初めてとなる屋内遊具施設キッズパークを子どもたちの触れ合いの場や保護者の皆さんの情報交換の場として整備をいたしました。現在では屋外ににじいろ広場も整備をいたしまして、多くの子どもたちの遊びの場となっております。このほかにも、子育て支援として高校生の通学補助や18歳までの医療費の無料化、中学校までの給食費完全無料化など、これらは県下で先駆けて実施をしてきたところでございます。

このような様々な事業に取り組むことができたのは、その裏づけとなる財源をつくることができたことが大変大きいと私は思っています。町が運営する大規模太陽光発電は、年間約1億円という収益がございます。米作り農家の応援として始めましたふるさと納税を活用した米作り農家応援事業につきましては、現在では10億円を超える規模になり、歳入におきまして大きなウエートを占めるまでになりました。おかげで、町の貯金に当たる基金は、就任当初28億8,000万円だったものが、現在では50億円を超えるまで積み立てることができ、財政は至って健全でございます。

現在、吉備中央町では教育環境の充実整備や跡地活用、町道整備、円城浄水場に関する事業など課題は山積しております。私は、不易流行の言葉のようにいつまでも変化しない本質的なものを忘れない中にも新しく変化を重ねているものをも取り入れていく、そしてその変化をしっかりと見極めたいと思います。暮らしに直結する健康福祉、土木、農業、教育、文化など、引き続き充実向上させるとともに、全国で3自治体しか与えられなかったデジタル田園健康特区事業につきましては、全国初の取組をするからにはつまずきもします、すぐには成果が現れないようなものもございますが、しっかりと全国のモデルになれるようにこれからも取り組んでいきたいと思っております。

そして、地盤の強固な吉備中央町をPRするとともに、東京一極集中の是正活動として

首都岡山の運動をしておりますが、これらの前向きな取組が人口減少が進む中で社会動態が県内自治体では珍しくプラスに転じた一因でもあると考えられますので、チェンジ&チャレンジの精神で力強く取り組んでいきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

ありがとうございました。チェンジ&チャレンジ、ちょっと控えさせといてもらいます。ありがとうございます。

次ですが、災害対処についてです。

今回、台風それから水害とかもちろんあるんですけども、南海トラフ地震これの臨時情報が発表されたら何をすればいいのかと。先般の能登半島地震以降、以下の内容が内閣府から発出をされております。少し質問に入る前に紹介をします。

前後いろいろあるんですけども、大きくは2つ。1点目、自治体からキーワード、キーワードというのは注意関係の巨大地震警戒、それから巨大地震注意または調査終了、これが発出されたならば、それに応じた防災対応が呼びかけられますと。要は自治体から呼びかけられます。これが1点。2点目は、地震発生後の避難では間に合わない可能性のある住民は、1週間の事前避難を行う必要がありますよと。要はおひとり暮らしの高齢者であったりとか、あるいは心身にけが等あるいは障害等を抱えておられるような方々については、途中で言った巨大地震警戒であるとか注意喚起をしてもなかなか健常者の方と同じような速度で避難できませんよというような処置の呼びかけであります。

それを踏まえた上で質問を2点させていただきます。

南海トラフ地震など予想される災害発生時における具体的な対処、案です。これについてお尋ねをします。

1つ目、先ほど紹介した1と2を踏まえて、町民の避難、誘導及び避難生活の持続時間、何日間ということですが、これを想定して非常食等をいかに準備しているか、これについて現段階での備えについてお尋ねをします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、加藤議員の御質問にお答えをいたします。

今年8月8日に九州南西部の太平洋沖を震源とした地震が引き金となり、初めて南海トラフ地震臨時情報が発令をされました。このことがきっかけとなり、全国的に地震災害についての関心が高まっていることと思います。

今後、町で大地震が発生した際には、被害状況を考慮した上で、まずは町指定避難所を早急に開設をいたします。災害が広範囲にわたり深刻であるようならば、災害派遣要請も行わなければなりません。避難所の開設については、国の指針による事前開設も必要だと認識をしております。避難所までの誘導及び運営につきましては基本的には職員で行う予定でございますが、対応には限界がありますので、場合によっては地元で活躍される自主防災組織や防災士の方々の力をお借りしながら対応していくことも予想されます。

避難生活の持久時間についてでございますが、現在十分と言える備蓄食料を確保できていないのが現状ですので、今後は計画的に補充していく予定でございます。

災害協定を十分に活用していくことや、日頃から自助共助の取組を地域ぐるみで進めていただくよう御協力ををお願いをするところでございます。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

承知しました。今まで一般質問の中で何度か申し上げさせていただいてるかと思うんですけども、災害というのはもちろん言うまでもなくいつ来るか分からないからこそその備えの大切さ、備えがなかったがゆえに憂うことがないように時間軸を持って危機感を持って、ぜひ備蓄の食料品、水等も含めてですけども、その他必要なものについては先見的になるべく早期に完備していただけるようお願いをいたします。

最後の質問をさせていただきます。同じく災害対処関係です。

吉備中央町については、これまた言うまでもなく中国地方、それから岡山県を考えてみてもど真ん中であって、なおかつ堅固な地盤、それから町全体がある程度高地にあると。この地の利を活用して、先ほど言った吉備中央町内の町民の皆様、これはもちろん最優先をして一人残さず何かあった場合には避難をさせて対応すると、これはもちろんのことなんですけど、先ほど言った地の利を生かして、近隣の自治体あるいは地区、これらとも可能であればその種の協定などを締結した上で、ある程度余力のあるところについてはこれぐらいの規模なら避難あぶれになった場合については何人規模でどういう経路でもってどう

いう移動手段でもってどうぞ来てくださいというような形で中国地方内の、それから岡山県内の吉備中央町の評価を上げる。それから、ほかの地域のために貢献する、地の利を活用するという点でも非常にそういったところを真剣に何が可能かということを考えていくというのは大切だと思うんですけども、その辺についての見解をお伺いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、お答えをいたします。

岡山県、特に吉備中央町は災害が少ない町として現在は問合せや移住者も増えているところであります。特に吉備高原は活断層がなく、非常に地盤が安定しており、地震が起きにくいということは御承知のとおりでございます。

近隣自治体から避難者の受入れ態勢についてでございますが、吉備中央町が特に被災をしていない場合は、スポーツ公園のグラウンドや体育館など町有施設をできる限り開放し、利用できる態勢を確保しなければならないと思っております。しかし、町の防災担当部局のみでは対応が難しい大きな規模の場合は、国、県、あるいは自衛隊等に協力要請を行うなど、立地的な有利性を踏まえて自治体同士の相互協力として柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

では、特に最後のほうの防災関係、災害対処については本当に喫緊で必ず具現しとかなければならない課題でもあると思います。ぜひ途中で申し上げたように時間軸を持って、なるべく早期にできるところから完備を進めていただけるようお願いをしておきます。

先ほど町長がおっしゃった、もう一度言いますが、チェンジ&チャレンジということで、一層今後我々はもちろんのこと、町民一人残らず皆様がさらに幸せな安心・安全な町になること、これを祈念して、私の質問を終了します。24分残っております。失礼しました。

○議長（難波武志君）

これで加藤高志君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後1時まで休憩します。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

順次発言を許します。

4番、石井壽富君。

○4番（石井壽富君）

4番、石井壽富でございます。今任期中の最後のくじを引いてしまいました。この一般質問に関しまして、せんだって通告をいたしております円城のフッ素の問題であります。議長の許可をいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

私はなぜこの質問かというふうなことを少し申し述べておきたいと思います。

私の今までの4年間の任期の中で、やはり一番大きな問題はこの円城の問題であります。そして、いまだに私なりの納得も全くできておりません。今議会におきましても、昨日も今日もこの問題の質問におきましてすばらしい執行部の答弁と質問のやり取りがありました。私も十分勉強させていただいておるわけでございます。

私はなぜこの去年10月の問題に遡って任期最後のここでという一つは、これ私の議員生活の中においてもきちっと私なりの議員生活の中の1ページに議事録として残しておかないといけない、今後の展望といいますか問題解決、希望というものも十分注意を示していかなければならない議員という身分であると、そのように認識をいたした上でのこういう質問になりました。

私の質問ですので、先ほど議長にも少しわがままを言っておりますけれども、大分今までの議員さんとのやり取りのようにスムーズに行かない部分が多々生じるということは自分自身も分かっておりますし、また執行部の皆様方においてもその辺は最後の部分と最後の質問ということでお許しを願ひたい。しかしながら、議長の議席の責任である以上、注意はやはり受けるつもりでございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

まず、総項目におきましては、円城地域における有機フッ素化合物検出問題について、そして项目的には血液検査の実施が今なお行われていない、こういったことに関してのこの1点であります。

まず、随分遡って原点に戻した質問からいたしたいと思います。質問内容を読み上げま

すので、よろしく申し上げます。10月17日の町の記者会見及び住民説明会で今回の円城浄水場のフッ素化合物が混入していた事実が住民に知らされました。住民の方々は健康問題を非常に不安視され、町に対して早急に血液検査の実施を要望されておりました。町のほうは水道水を飲んでいてもすぐに病気になることはないなどと血液検査の実施をためらっていた。そのような状況の中、11月私も会合に参加をいたしておったわけでありませうけれども、12月には住民の有志が京都大学に血液検査の実施を依頼され、27名の方が検査を実施したところ、やはり高濃度の有機フッ素化合物が検出されたと聞いております。

その後、地域の方々からの血液検査の実施を訴えておりましたが、しかしその都度、町長は住民に寄り添う、要望に応えたいなどとの発言をされておりましたが、今日現在に至るまでもこれが予算組みは令和6年度の当初予算で組まれておりますけれども、はや1年近くにもなっていないまだにこれが実行されていないというこの事実、行政上の問題もありませう、いろんな問題もあると思っておりますけれども、多々周りの状況を伺うに当たっては、沖縄の普天間の跡地から、あるいは静岡県跡地から、そして11月の説明においては大阪の摂津市の京都大学の教授であるとか病院の院長であるとか、そういった方々も含めた会合に私も聞かせていただきました。

ここでどうしても私が強くこの問題を取り上げたといえ、このフッ素の問題という一番厳しいのはアメリカでありますけれども、日本でもいろんなところでフッ素の水の問題は出ておるだろうというふうに、普通の皆さんは言わばどこにでも起きている事故の一部じゃないかというふうな認識をされて、少し真剣さといいますか危機感といいますか、そういったものが和らいでおるような部分も見聞きします。

私は、この日本列島の中で直接PFAS、いわゆる何年間にもわたり飲料水として飲んでおるといふ、これは日本全国吉備中央町円城が初めてであります。そういう問題を今の町長、副町長あるいは保健課長が、どうも今悩んでおられる地域の方々の希望が1年近くたっておりながら実行がされていない、これはいかなるものかと私はそのように感じております。

やはり先ほどの議員さんの質問にもありますように、行政上の問題でありますとか法的な問題であるとか、いろんな物事が総意でもってきちっと形にならなければこういったことができないということは、少なからず私も理解ができる場所ではありますけれども、町長、もし町長の子どもが水を飲んでいて、副町長の子どもが水を飲んでいて、副町長は会合で円城の水は飲んでおりませぬというようなことの不評が私の耳にも入ってきましたけ

れども、私はやっぱり町長、副町長というのは町民一人一人が皆我が子同然なんです。そういう認識でもってリーダーとして指揮を執っていかないと、何かこれを実行するに当たってもし自分とこのミスがとか周りからの意見がとかという、そういう不安定な行政のやり方というものを私は強く感じております。

取りあえずはどういう条件があるにしろ何があるにしろ、1人の町民が不安を持って、先ほども言いましたように、これは森永ヒ素ミルクという問題が過去起きておりましたけれども、体内にこういったものを直接入れたというこの事実、その不安な部分を納税者からいただく税金でもってやらせていただいております。損であろうが得であろうが、このことだけは何はさておいても希望者だけでも実際にやっていく、そういうふうな生きた行政をやっていかないと、デジタルもそうであります。保健課長は岡山大学へ云々だけを言われてきたと思いますけれども、なぜ岡山大学との話合いでこういったことをやるんですか。実際に京都大学は住民説明会に来られて、その次には実際に27名の人が血液検査をやっとなです。そういうふうな、なぜ岡山大学なのか、これデジタルが関係しとんかどうかわかりません。

けれども、保健課長、やっぱり我が子が飲んでおるといふそういう気持ちに立って、上から叱られようが横から叱られようが、憲法にも生命、財産を守るというふうな部分があるわけでありまして。保健課長はこういった部分では町長、副町長はさておいても自分の職責でもって、やってくださいという人はもうやったげるといふようなことをやっていかないと、納税者は守れません。また、納税者はそういった行政サービスを受けて、困った折には受けてくれるじゃろうという気持ちで納税しよんです。僕はそういうふうなことを思っております。

そして、2点目でありますけれども、これは先ほどから言うように町長の姿勢についてです。

10月17日に円城地域における水道水の有機フッ素化合物の検出問題が、水道水の中に発がん性があるとされている有機フッ素化合物が混入している事実をいつどこで知られたのか、10月13日に県民局保健所から円城地域の水道水の中にフッ素化合物が混入している数値の事実を吉備中央町水道課に報告し、町長までにその事実を伝え、対策を講じなさいとの指導が出たにもかかわらず、10月14日にはすぐ本来であるならば対策会議を開催するのが私は常識ではないかと思っております。10月14日は山本後援会行事で倉敷市のホテルでアルコールを交えた食事会、これに対する質問者が過去ございました。なぜ

かいろんなことを町長おっしゃいましたけれども、それは完全なる詭弁でありますし、また百歩譲って、仮に14日の14時過ぎに水道水のフッ素化合物が混入していることを知らされたとしても、10月15日の加茂大祭の日には来賓席で最後までおられたと。

私は、通常の常識ではどこの首長も、総理大臣といえども、災害のときの対応、被災地の訪問には必ずスーツ姿でなしに作業着で一応出られるのが常識と。しかし、町長、副町長はいつもスーツでネクタイ姿で円城の会合に参加しておられます。この姿勢というものはなぜなのかといったことをお二方に答弁を求めます。

そして、仮に10月14日の午後、12時過ぎに水道水のフッ素化合物が混入した事実を知らされたといつて、なぜすぐに円城地域の住民の方々に知らされなかったのか、なぜ10月16日の夕方に告知放送で知らされました。遅れた理由はなぜなのか。10月17日の記者会見及び住民説明会で、PFASの国の暫定目標1リッターに対して50ナノグラムに対して、令和2年度の水質検査では1リッター当たり800ナノグラム、令和3年度においては1,200ナノグラム、令和4年度においては1,400ナノグラム、一年一年こんだけの28倍というこの暫定目標値を大きく上回っておりながら、それをまた何年間にも及んで直接人体の中に入れておる、飲料水として飲んでおる、こういったことの認識の甘さ、これは町長、許されんと。へえで、そういうふうなことが起きたならば、なぜ今に当たってアンケートの話もここ二、三日よくお聞きします。アンケート云々は後でいいんです。取りあえず希望者には、旭東病院の院長ですか、すぐ窓口をつくりまます、すぐ来てください、そういうふうなことがなぜ行政としてできないのか。1年近くたっていてまだ町長、そういったことができていないこの責任、これを第1回目の質問として申し上げたいわけでありませう。

そして、副町長、全協で先ほどもちょっと話がありましたけれども、財産区の土地が云々、そういうふうな吉備中央町の内々の問題を今協議する話じゃないんです。これ、NHKの報道では全国に吉備中央町という名前で発信されるわけでしょ。だから風評被害、円城の白菜の売行きが悪くなる、あるいは米のふるさと米にキャンセルがかかってくる。これも副町長、財産区がどうの、町が責任があるとかないとか、そういう感覚で仕事をされよんですか。私は違うと思います。じゃから、自分の責任逃れとかそういったことだけを議会にストレス発散で言われるのはいいです。けど、現実将来どうすんですか、この汚泥の問題でも、これ血液の問題が解決したからというて、吉備中央町は東は旭川、西は高梁川水系でしょう。水と空気を汚したら駄目なんです。そこで若者定住であるとか少し社

会増が起きたとか、そういったことをその席から答弁すること自体は、私は納得できる答弁とは聞くことができません。

企業との先ほどの問題、損害賠償がどうのこうのという問題、それはあるでしょう。しかし、現実せにゃいけんことは、今苦しんでおる、その水を飲んでおる、我が子に飲ませておる、そういう母親の気持ち、そういったことにまず重点を置くことが町長、副町長、町民の命を守る、健康を守るというのは最小限度やらなければならない、議会もそうであります。吉川じゃから円城のことはよろしい、そういうふうな問題じゃないと私は思います。そこに議会の団結、執行部の団結の下に、納税者、有権者の希望、悩みというものを解決するために日々動くんじゃないですか。

第1回目の質問です。よろしくお願いをしたい。町長、副町長、住民説明会の折になぜスーツで行くのか、このことだけは2人ともはっきり答えてください。これは常識じゃ考えられん、町民に対して大変失礼です。

以上です。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、4番、石井議員の御質問にお答えをいたします。

町と岡山大学の件でございます。岡山大学は令和4年に地方創生に関する包括連携協定を締結していたことから、同大学を中心に川崎医科大学や地元医師会、また県の御協力を得て健康影響対策委員会を設置をし、健康への影響についての対策を調査、審議していただき、吉備中央町健康影響対策委員会報告書として提出をいただきました。

また、この問題が発覚した当初に岡山大学とデータ分析に関する覚書を締結し、直近の健康データを用いた分析を行なっていたにあり、より深掘りした分析評価が可能となると考えております。

また、岡山大学の中でも疫学、衛生学分野が中心となって実施をすることで、データを用いて疾病の分布を描写したり因果関係を追求したりする疫学特有の専門性を生かした調査分析を実施することが可能となることや、データの管理や保管、詳細を発送といった業務は町が実施いたしますが、頻繁に情報共有や協議を重ねて健康影響調査を実施する必要があることを鑑みれば、吉備中央町にできるだけ近く連携しやすい機関が望ましいと考え

ております。

以上のことから岡山大学と川崎医科大学に依頼することとし、協議を重ねながら健康影響調査を実施してまいります。

また、円城の浄水場に関する対応につきましては、これは時間的には幾度となく時間経過を含め御説明をいたしましたように、役場といたしましては考えられる限り迅速に対応をしたところでございます。多くの方々の協力のおかげをもちまして、課題はまだまだ多くありますが、早期の給水に至ったところでございます。

また、現場説明会などの服装でございます。これは、TPOそしてその内容などをわきまえて、しっかりと節度ある対応を心がけているところでございます。

○議長（難波武志君）

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

説明会におきます服装について御指摘をいただきました。町長が申しあげましたとおり、今後につきましては適切に対応してまいりたいと思います。

○議長（難波武志君）

4番、石井壽富君。

○4番（石井壽富君）

どうも町長、副町長、私の、私といいますか私も含めた町民の気持ちに伝わっていないと思います。

町長、副町長が円城の会合で説明をされたり、いろんな部分において私のようにストレートにぼんという人も今の時代には少なくなっておりますので、皆さん我慢しとられたと思うんですけども、皆さんテレビを見た上で、総理大臣であるとか各県知事の被災された住民との接触の中においては必ず作業服を着て、テレビで皆さん見ておられるわけでありまして、そして、円城においての説明会は私もテレビでも見ましたし現実的にも見ましたけど、いつも町長、副町長、作業着では来とられませんがな。それはなぜですかということをおは問いただしてあります。現場の職員の話じゃないです。町長、副町長の町政を有権者の方から委ねられておりますリーダー、我々議員もそうでありますけれども、その姿勢を問われておるわけでありまして。そのことをなぜその服装で行かれて、ずっと作業着で私は見たことがありません。それで町長、町民に寄り添うとかという言葉が苦しんでおる方々に伝わりますか。その部分であります。いま一度この部分においては再々質問で答弁

を残しておきます。

そしてまた、保健課長、町長が岡大とのいろんなことも言われております。そういう事務的なことも当然でありましょう、仕事上。しかし、一月ほどの猶予に27人の円城地域のいろんなところから集まってもらったというふうなことも直接的な話は私聞いてないですけれども、実際に血液検査をしていただいたというこの事実。これがなぜ岡大の部分でいまだにできてないんですか。悩んでおる、不安がっておられる方々がおられるならば、即血液検査をしてあげるといふ第一歩が必要なんじゃないかと。

全てがまとまって、そういうふうなデジタル化と言いますけれども、これはアナログの世界の話です。私はなぜ岡大岡大、この1点なのかなというのはずっとその当時から聞いておりました。岡大がどうの京都大学がどうの、そんなこと私は言うとなんじゃありません。高松もそうです。愛媛大学だって医学の部分じゃかなり進行しとる大学でしょう。日本列島の中でこういうことが起きたんですから、これはもう全て協力の下にお願いをし、そして金がかかるようであるんなら赤十字のバスを頼んでもいいですが、この狭い円城の中を希望者だけでも呼んだらできるんじゃないですか。僕は難しいことは難しいこと、後回しでいいものは後からすればいい。第一に有権者一人が困ったことを即行動に移す。これが今に至ってもできてない。これは犯罪としか言いようがないですが、現実。そのために我々は納税者の税金をいただいとんでしょう。納税者は苦しくても税金を払う、こういった苦しみ悩みというものを行政サービスでやっていただけるといふ希望の下に税金を払うわけでしょう。これは裏切りです、それができてないということは。そういうことあります。

そして、残り時間が3分となっておりますのでこれ、私もこの部分が一番、任期もないわけでありましてけれども、この部分は非常に納得がいかない事件でありますし、またこの問題が解決しても、先ほども言いましたように、これは放置しておくといずれ旭川のほうの下流に流れていく。こういう吉備中央町は水と空気を汚したらならん地域なんです。それが現実。

それで、これも一つの事故のように皆さん思っておりますけれども、これは副町長、完全に人災です。活性炭の使い古したものをあそこに何十年も野積みしといて、そこの土壌が汚染されるということは当然の話ですが。そっから汚い水が出るというのは、これは分かっとる話でしょう。ほんなら財産区がどうの責任がどうの、責任がないとかというようなことも全協でおっしゃいましたけど、これはもう議会も執行部もそういったものがあれ

ば、産廃であろうがなかろうが、管理監督責任できちっと撤去をしとけばこういう問題は起きてないんです、副町長、防げた話です。自然に起きた話じゃないんです。そういう責任職であるべき姿が副町長、全く見えません。すみませんじゃ済まされん話です。母親にしてみたら我が子に何年間も水を飲ませとんですから。その辺を答弁を求めます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

特に服装についてのことを言われたと。これにつきましては、先ほど言いましたとおりそのときそのとき、TPOをしっかりと考えてやらなければなりません。作業着、これは今台風が来てます。そういうような対策会議、それは作業着で臨みます。そして、先般の会議等々の説明会、私はしっかりとそのときのTPOを考え、節度ある体制で服装も整えて行きました。それは、そのときにはそれで適切だという理解でございます。

○議長（難波武志君）

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

町に責任がないという発言を私がしたということですか。

（4番、「しました。」の声）

そうですか。ちょっと私も記憶がありませんが、そういう認識はございません。

（4番、「さっきの答弁でも言いましたが。財産区のあれじゃから町がどうのこうの。そういう言い方をすると。」の声）

さっき私は答弁をしておりません。

（4番、「あれ町長が言うたんかな。」の声）

知りません。

（4番、「財産区がどうの。知りません。そういう姿勢を私は言うとんですよ。副町長。あんたはいつも投げやりな、全協で答弁しかしませんけど。」の声）

○議長（難波武志君）

石井議員、質問をするんなら手を挙げてからにしてください。直接やり取りをやらない。

4番、石井壽富君。

○4番（石井壽富君）

副町長、そういうやり取りを、副町長、責任職というのはいろんなことがあってもものうても、全責任を負うんです、責任職というのは。それ分かつとんですか。言うたことがねえようなあるような。そういったことのやり取りは間違いじゃないんですか。

さっきの話でもこういったことに。

○議長（難波武志君）

石井議員、時間が経過しています。

○4番（石井壽富君）

分かりました。時間が来ましたので、最後まで私の気持ちと答弁の行き違いが残っておりますけれども、これは私の部分の責任もあるでしょうし、答弁とすれば質問者の納得が得られない答弁であったといったことを申し述べて、私の質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで石井壽富君の一般質問を終わります。

これをもちまして本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

明日8月31日から9月3日までの4日間休会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、8月31日から9月3日までの4日間休会とすることに決定をしました。

本日はこれにて散会とします。

御苦労さまでした。

午後 1時38分 閉 議